

不動産活用事業の拡大に伴う産業競争力強化法の認定取得について

当社は、中部電力株式会社から不動産活用事業の移管（令和2年4月1日付）を受け、これを機に移管資産有望地点の早期開発や分譲住宅事業の立上げ・省エネ性の高いまちづくりなど、事業領域の拡大および生産性向上により、更なる事業の加速化・収益力強化を目指して参ります。

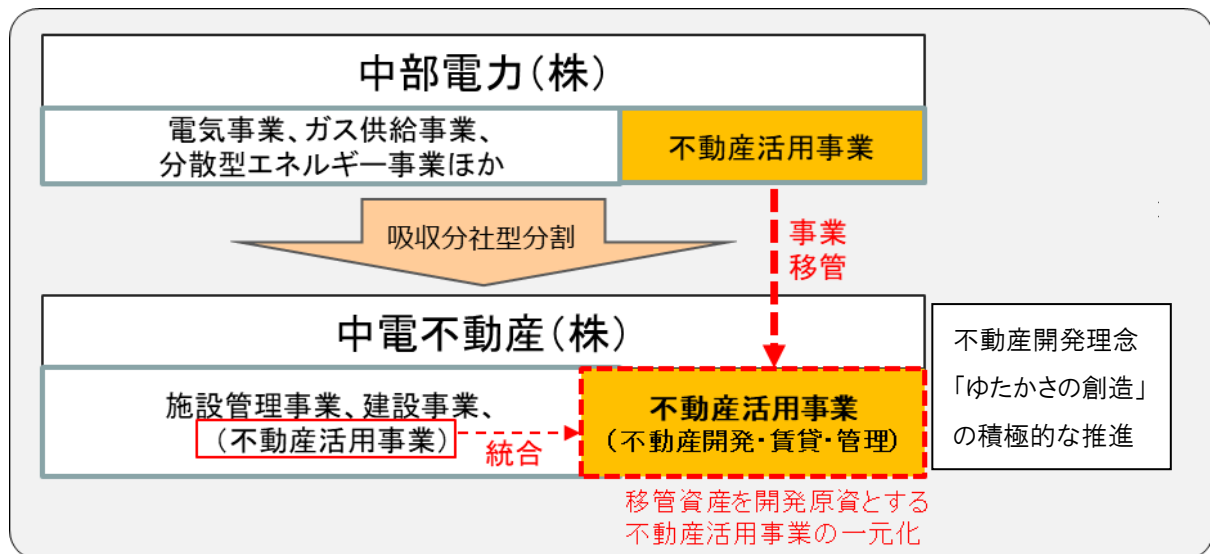
また、これらの事業計画を基に、令和2年5月28日付で国土交通大臣より産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を取得いたしました。

これにより当社は、不動産開発理念「ゆたかさの創造」の積極的な推進に向けて、不動産活用事業を拡大するとともに、新たなコミュニティの形成・提供に努めて参ります。

【産業競争力強化法とは】

「産業活動における新陳代謝」の活性化を促進するために国が定めた制度であり、その一環として、生産性向上に資する前向きな事業活動について、主管省庁が「事業再編計画」として認定し、その取り組みに対して税制優遇等を行うものです。

【不動産活用事業の移管イメージ】



(認定概要)

【生産性の向上】従業員1人当たりの付加価値を27%向上させる。

【財務の健全性】有利子負債／キャッシュフロー 3.5倍（認定要件：10倍以内）

経常収支比率 118.6%

【新商品・新サービスの開発・生産・提供】

新たな不動産活用事業の売上高を全事業売上高の24.1%以上とする。

【計画の実施時期】令和2年5月～令和5年3月

以上